

一般社団法人 グッド・チャリズム宣言プロジェクト 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 グッド・チャリズム宣言プロジェクト と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区今川3丁目30番7-206号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、自転車の利用におけるルール順守、走行マナーの向上を促すことを通じて、より良い自転車社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自転車利用や、そのルール順守マナー向上に関する普及啓発事業
- (2) 自転車利用や、そのルール順守マナー向上に関する調査研究事業
- (3) 自転車利用や、そのルール順守マナー向上に関するコンサルティング事業
- (4) 自転車利用や、そのルール順守マナー向上に関する情報コミュニケーション事業
- (5) 自転車利用や、そのルール順守マナー向上に関する技術・サービス開発事業
- (6) 自転車利用や、そのルール順守マナー向上に関するイベント事業
- (7) 自転車利用や、そのルール順守マナー向上に関する販売事業
- (8) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(入社)

第7条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。当法人の社員となるには、理事会において別に定めるところにより申し込み、理事会の承認を得るものとする。

(種別)

第8条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入社した個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会金及び会費)

第9条 会員は、社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

ただし、当法人の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

- | | | |
|---------|----------|---------------------------|
| (1) 入会金 | 正会員 (個人) | 1000円 |
| | 賛助会員 | 個人・1000円
団体・10000円 |
| (2) 年会費 | 正会員 (個人) | 4000円 |
| | 賛助会員 | 個人・一口1000円
団体・一口10000円 |

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第11条 社員は、退社届を理事会または代表理事に提出して、任意に退社することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の特別決議により、これを除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項により除名が決議されたときは、その社員に対し、通知するものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(社員総会の決議事項)

第14条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議することができる。

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

2. 理事又は社員が、社員総会目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提

案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合をのぞき、出席者および委任状提出者の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により理事が議長になる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2. 議長、出席理事及び出席監事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員数)

第21条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

2. 理事のうち、1名を代表理事とする。

3. 理事のうち、若干名を専務理事又は常務理事とすることができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員より選任する。

2. 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務及び権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2. 代表理事は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務および権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

3. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

5. 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(報酬等)

第26条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(職務)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) その他この定款または法令により理事会の職務とされる事項

(招集)

第28条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

② 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときには、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に据え置く。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(顧問)

第32条 当法人は顧問を若干名置くことができる。

②顧問は理事会の推薦に基づき、社員総会の決議により定める。

③顧問は理事会の諮問に対して意見を述べることができる。

第6章 基金

(基金の募集)

第33条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取り扱い)

第34条 基金の募集・割当て・払い込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決定により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第35条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金返還の手続)

第36条 基金拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

(残余財産)

第37条 当法人が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 事業年度および事業報告

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(事業報告)

第39条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会において、次の(1)(2)について報告をし、(3)(4)(5)については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属証明書

2. 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第8章 附則

（最初の事業年度）

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成26年8月31日までとする。

（設立時の役員）

第41条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	韓 祐志
設立時理事	黒木 尊行
設立時理事	瀬戸 圭祐
設立時理事	狗飼 豊
設立時理事	森若 峰存
設立時代表理事	韓 祐志
設立時監事	上野 暢彦

（設立時社員の氏名及び住所）

第42条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都杉並区今川3丁目30番7-206号

韓 祐志

東京都世田谷区瀬田5丁目6番13号

黒木 尊行

東京都豊島区千早3丁目14番15号

瀬戸 圭祐

埼玉県さいたま市桜区大字大久保領家517番地3

狗飼 豊

三重県津市島崎町314番地県職員住宅2号館501号室

森若 峰存

(法令の準拠)

第43条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人グッド・チャリズム宣言プロジェクトを設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 25 年 8 月 30 日

設立時社員 韓 祐志

設立時社員 黒木 尊行

設立時社員 瀬戸 圭祐

設立時社員 狗飼 豊

設立時社員 森若 峰存